

議 案 第 4 号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、新たに附属機関を設置することに伴い、同附属機関の委員に関する報酬を定めるため、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中76の項を77の項とし、63の項から75の項までを1項ずつ繰り下げ、62の項の次に次のように加える。

63	コミュニティ・スクール協議会委員	日額	3,000円
----	------------------	----	--------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。